

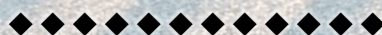
2021

豊橋市景観計画

Landscape Plan of Toyohashi City

< 概要版 >





里山、川、海、田園に
やさしく包まれたまち
豊橋

この豊かな環境を大切に
豊橋らしい
こちよ景観を
ともに育みましょう



表浜海岸の砂紋

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 豊橋の景観（絵と写真） | 3 |
| 序 章 基本理念と基本事項 | 8 |
| 第1章 豊橋市の景観特性 | 9 |
| 第2章 目標と方針 | 11 |
| 第3章 景観配慮指針 | 15 |
| 第4章 景観法と条例に基づく制限 | 27 |
| 第5章 景観法に基づく重要施設等の定め | 32 |
| 第6章 景観まちづくりの推進 | 33 |

※ 表紙写真：表浜海岸

Landscapes of Toyohashi

豊橋の景観



Landscapes of Toyohashi

豊橋の景観



◆ 水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち

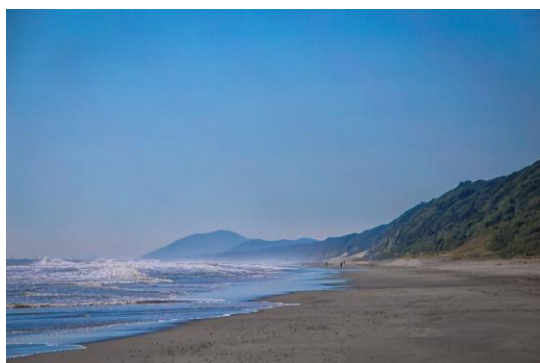
| No. | 名 称 | No. | 名 称 |
|-----|---------------------------------|-----|--------------------|
| S1 | 広大な柿畑 | S37 | タカ類 |
| S2 | ニホンイノシシ | S38 | みかん山 |
| S3 | カタクリ山 | S39 | 立岩 |
| S4 | 富士山の眺め | S40 | ホンドタヌキ |
| S5 | モミ群落 | S41 | 岩屋緑地 |
| S6 | 里山の集落（石巻中山町など） | S42 | 岩屋観音 |
| S7 | 馬越長火塚古墳群（国指定史跡） | S43 | 浜名湖の眺め |
| S8 | ニホンリス | K1 | 賀茂神社（本殿：県指定有形文化財） |
| S9 | 本坂道（姫街道）の宿場町「嵩山宿」 | K2 | 賀茂しょうぶ園 |
| S10 | 正宗寺 | K3 | 鶴巻の集落（高い槇の生垣の家並み） |
| S11 | 長楽のヒノキ（市指定天然記念物）・クロガネモチ・しょうべん地蔵 | K4 | 豊川・河畔林 |
| S12 | ゲンジボタル（長彦川） | K5 | 牛川の渡し |
| S13 | 石巻神社：本社 | K6 | 下地緑地（金色島） |
| S14 | 嵩山蛇穴（国指定史跡） | K7 | アオサギ |
| S15 | 石巻神社：山上社 | K8 | 祇園祭の打上花火大会 |
| S16 | 玉泉寺のナギ（市指定天然記念物） | K9 | 豊川放水路 |
| S17 | 石巻山 | K10 | 東海道新幹線 |
| S18 | ダイダラポッチ | M1 | 旧漁村集落（梅藪町） |
| S19 | ニホンノウサギ | M2 | 前芝の燈明台（県指定史跡） |
| S20 | イヌツゲ群生林 | M3 | 旧前芝湊・旧漁村集落（前芝町） |
| S21 | 三ツ口池 | M4 | 六条湯 |
| S22 | サンコウチョウ | M5 | スナメリ |
| S23 | 赤岩寺 | M6 | 護岸観音（三十三観音） |
| S24 | 多米の不動滝 | M7 | 日本丸・海王丸 |
| S25 | 豊橋自然歩道 | M8 | 豊橋総合スポーツ公園 |
| S26 | 多米の道祖神 | M9 | 三河湾・三河港 |
| S27 | ゲンジボタル（内山川） | M10 | 神野新田の広がりある水田 |
| S28 | 鞍掛神社 | M11 | 遊水地・カモ類など |
| S29 | 神石山 | M12 | 三河港：豊橋コンテナターミナル |
| S30 | 里山の集落（岩崎町など） | M13 | 三河港：大型船と自動車が並び景観 |
| S31 | 葦毛湿原（県指定天然記念物） | M14 | ライフボートとよはし |
| S32 | ため池群（宮前池・利兵池など） | M15 | 造船所など大型工場が立地する明海地区 |
| S33 | 普門寺の大スギ（市指定天然記念物） | M16 | 明海緩衝緑地 |
| S34 | 普門寺 | M17 | 汐川干潟・シギ類、チドリ類など |
| S35 | コゲラ | M18 | 旧漁村集落（杉山町天津など） |
| S36 | アサギマダラ | | |

| No. | 名 称 | No. | 名 称 |
|-----|-------------------------------------|-----|------------------------|
| A1 | 瓜郷遺跡（国指定史跡） | A35 | 二川駅 |
| A2 | 豊橋創造大学 | A36 | 桜並木（梅田川） |
| A3 | 吉田城址（鉄橋）・豊橋公園 | N1 | 一里山の一里塚（市指定史跡） |
| A4 | 吉田神社・祇園祭の手筒花火 | N2 | 豊橋総合動植物公園（のんほいパーク） |
| A5 | 湊築島弁天社（国登録有形文化財） | N3 | 梅田川 |
| A6 | 豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂（国指定重要有形文化財） | N4 | 天伯湿地 |
| A7 | 安久美神戸神明社（国登録有形文化財）・鬼祭（国指定重要無形民俗文化財） | N5 | 野依八幡社のシダレザクラ（市指定天然記念物） |
| A8 | 豊橋市公会堂（国登録有形文化財） | N6 | 豊橋技術科学大学 |
| A9 | 吉田宿本陣跡 | N7 | 道の駅とよはし |
| A10 | 蒲郡街道（国道23号）のケヤキ並木 | N8 | 広大な畑地（キャベツ畑など） |
| A11 | こども未来館（ここにこ） | N9 | 田園を走る豊橋鉄道渥美線 |
| A12 | 羽田八幡宮 | N10 | しあわせ地蔵 |
| A13 | 朝市（羽田八幡宮境内） | N11 | 万場緑地・万場調整池 |
| A14 | 路面電車（ほつトラム） | N12 | 豊川用水路 |
| A15 | くすの木通りのクスノキ並木 | N13 | 龍源院のお葉つきイチョウ（県指定天然記念物） |
| A16 | 龍拈寺山門（市指定有形文化財） | N14 | 河岸段丘崖の斜面林 |
| A17 | 路面電車が走る駅前大通り | N15 | 真田神社：真田祭（大根流し） |
| A18 | 豊橋駅東口駅前広場 | N16 | 茶畑の丘 |
| A19 | 豊橋駅 | N17 | ヒバリ |
| A20 | 民俗資料収蔵室：旧多米小学校（国登録有形文化財） | U1 | 太平洋（遠州灘）・水平線の眺め |
| A21 | 朝倉川 | U2 | 表浜海岸：砂浜・漁港 |
| A22 | 市内電車赤岩口車庫 | U3 | 東観音寺（多宝塔：国指定重要有形文化財） |
| A23 | 岩田運動公園 | U4 | 地引網 |
| A24 | 向山緑地：向山大池 | U5 | 海岸林 |
| A25 | 向山緑地：梅林園・さくら広場 | U6 | サーフポイントの海岸 |
| A26 | 穂の国とよはし芸術劇場（プラット） | U7 | アカウミガメ（産卵地） |
| A27 | 牟呂八幡宮 | U8 | ハマヒルガオ |
| A28 | 東三河環状線のクスノキ等の並木 | U9 | 海岸林に包まれた集落（高塚町など） |
| A29 | 柳生川 | U10 | ささゆりの里 |
| A30 | 愛知大学・旧本館（国登録有形文化財） | U11 | 海食崖 |
| A31 | 高師緑地 | | |
| A32 | 幸公園：長三池 | | |
| A33 | 河岸段丘崖の斜面林 | | |
| A34 | 東海道の宿場町「二川宿」 | | |

まちの景

農の景

海の景



- ① 東部丘陵と霊峰石巻山の眺め
- ② 河畔林の緑に包まれ、
ゆったりと流れる豊川
- ③ 豊川の流れと吉田城
- ④ 国道1号を走る路面電車
- ⑤ 豊橋駅前の商業地
- ⑥ 郊外の住宅地
- ⑦ 商家「駒屋」横の瀬古道（二川宿）
- ⑧ 夕日に染まる波止場（三河港）
- ⑨ 表浜海岸

| | |
|---|---|
| ① | ② |
| ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ |
| ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | |

序章 基本理念と基本事項

1. 基本理念

わたしたちひとり一人がともに力を合わせ、優れた景観を守り、活かしながら、誇りと愛着のある、豊橋らしいここちよい景観を育んでいくことを目指し、景観まちづくりの基本理念を定めます。



ともに育む 豊橋らしい ここちよい景観

2. 計画の基本事項

計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である豊橋市が策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

豊橋市総合計画に定める目指すまちの姿の実現に向けて、関連する法律や条例、上位・関連計画とあわせて、本市の良好な景観形成を推進します。

「景観」とは

本計画において「景観」とは、人々が知覚する身のまわりの自然や人工の要素が総合した広がりのある環境と定義し、市民が共有するふるさとのアイデンティティ(豊橋らしさ)として育んでいきます。

景観計画の区域

本市では、市全域の良好な景観形成を図るため、豊橋市全域(地先公有水面を含む)を本計画の区域とします。



市街地と東部の山並み(市役所展望フロアからの眺め)

第1章 豊橋市の景観特性

1. 豊橋市の景観の特徴

本市は、東は弓張山地を境に静岡県と接し、南は太平洋、西は三河湾に面しており、南西方面は渥美半島の一部を成しています。豊川の下流に広がる豊橋平野を有し、地形はおおむね平坦で、東の山地や丘陵地から西の三河湾へと緩やかに傾斜しています。南部は台地を形成し、急な崖が太平洋に面し、海岸には美しい砂浜が続いています。

豊橋市の景観の特徴

- 山、川、海、田園が、市街地のまわりを取り巻いています。
- シンボリックな石巻山のある東部の山並みが、市街地の背景になっています。
- 遠く北に見える本宮山の山並みが、本市の背景になっています。
- 河畔林に包まれた豊川をはじめ、大小の河川が、市街地周辺や市街地内を横断し、水と緑の潤いをもたらしています。
- 河岸段丘崖などのグリーンベルトが、市街地を囲んでいます。
- 市街地では、豊橋駅を中心に放射環状型の道路が計画的に整備されています。
- 豊橋駅を中心に中高層建築物の建つ商業地が立地し、郊外では低層の住宅地が広がっており、市街地の良好なスカイラインが形成されています。



2. 豊橋市の景観の成り立ち

原始・古代・中世

- 原始の時代、人々は東部の山の麓に住み、その後、元々は海であった西部の海岸部に巨大な貝塚をつくりました。古代、豊かな農業生産力と海上交通の発達を背景に地位の高い豪族が現れ、多くの古墳が各地につくられました。
- 中世の時代には、鎌倉から京都へ至る鎌倉街道がつくられ、山や台地を抜け、豊川を渡る人々の往来が生まれました。

戦国・近世

- 戦国時代、領地の争奪が繰り返され、多くの城が各地に築かれました。江戸時代、吉田は陸海交通の要衝となり、城下町・宿場町・湊町として繁栄しました。同じく東海道には二川宿、姫街道には嵩山宿が置かれました。
- 豊川河口などの遠浅の海では干拓が盛んに行われ、西部に新田が大きく広がりました。

近代・現代

- 豊橋に軍隊が駐在し、「軍都豊橋」がつけられました。道路網の整備や路面電車の開通に伴い市域も拡大し、上下水道の整備も進み近代都市へと変貌しました。
- 江戸時代から進められてきた新田干拓は続き、明治時代に神野新田が完成しました。
- 戦後、戦災復興都市計画により、商業地や住宅地の基盤整備、鉄道・環状道路等の交通網の整備が進み、市街地が拡大し、現在の都市基盤が形成されました。
- 南部では開墾が盛んになり、豊川用水の完成や土地改良の進展により広大な農地が生まれ、農業王国の扉が開かれました。
- 西部では工業地として埋め立てが進められ、三河港は世界で有数の自動車輸出入港へと発展しました。



嵩山の蛇穴



吉田城址



神野新田の水田



路面電車



南部の広大な畑地

3. 景観資源

- 景観資源は、豊橋らしさを構成する重要な要素で、地域の特徴を理解する手掛かりとなります。
- 山並みや田園といった、一定のまとまりをもった比較的大きなものもあれば、道端の地蔵や住宅の生垣といった小さなものまで、様々なスケールの景観資源が存在します。
- まちの歴史や民話など直接的に目には見えない要素も、実際の景観からそれらを私たちが感じとる点で、重要な景観資源となります。さらに、祭りの日にのみ現れる山車の巡行など伝統に基づく祭りの行事や、季節や時代とともに変化する眺めなど変遷していく様子も、重要な景観資源です。

※ 主な景観資源は、「豊橋の景観」(P3～6)を参照



豊橋市公会堂



鶴巻の集落



野依八幡社(シダレザクラ)



吉田神社(手筒花火)

第2章 目標と方針

1. 目標景観像

水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち

- 水と緑に恵まれた市街地が、多様な自然や田園に包まれた潤いある景観 —
- 人の暮らしと地域の自然が調和した美しい景観 —

2. 基本方針

地域の成り立ちや景観資源を大切にし、 地域らしい景観に磨きをかける

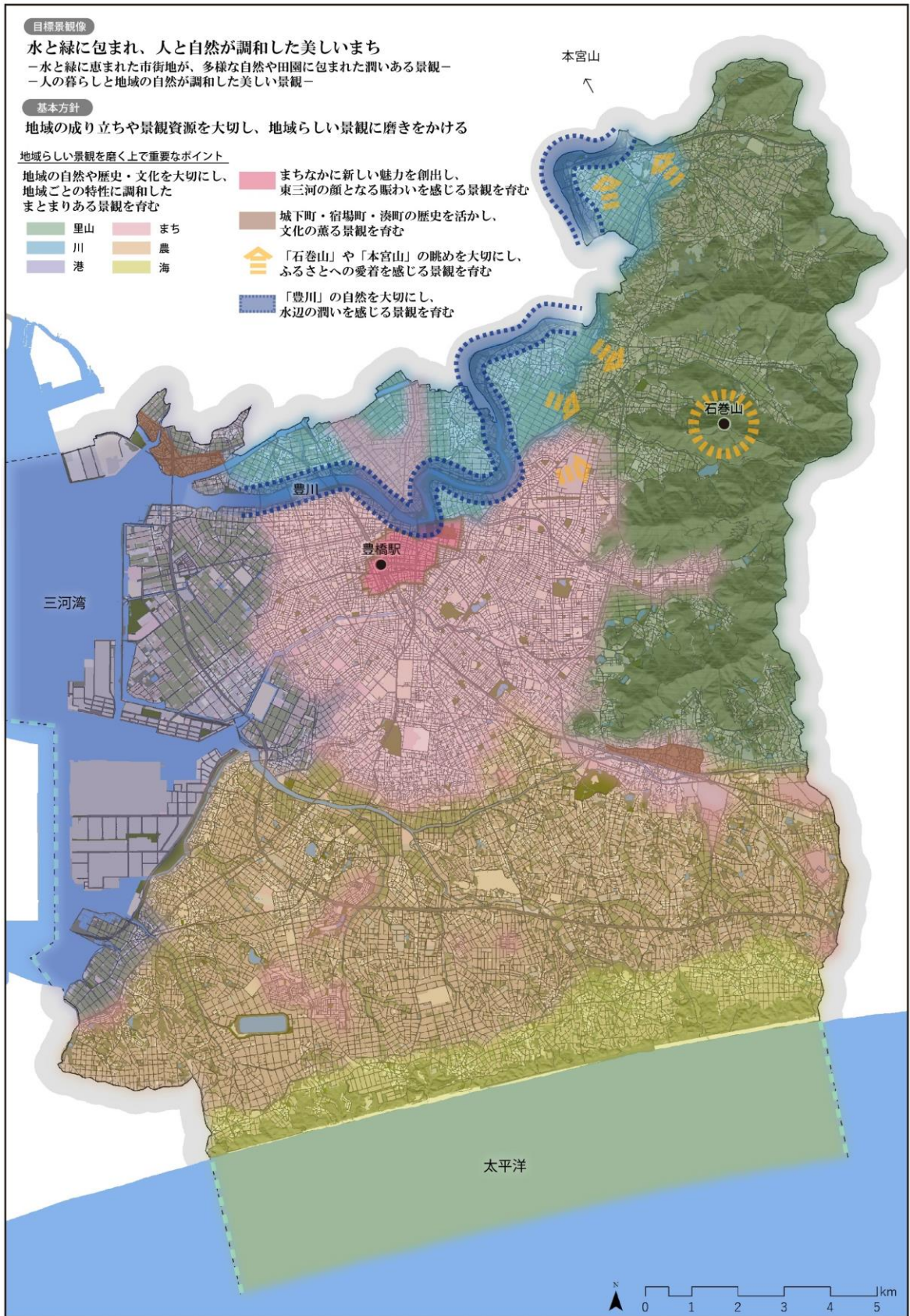
地域らしい景観を磨く上で重要なポイント

- 地域の自然や歴史・文化を大切にし、地域ごとの特性に調和したまとまりある景観を育む
- まちなかに新しい魅力を創出し、東三河の顔となる賑わいを感じる景観を育む
- 城下町・宿場町・湊町の歴史を活かし、文化の薫る景観を育む
- 「石巻山」や「本宮山」の眺めを大切にし、ふるさとへの愛着を感じる景観を育む
- 「豊川」の自然を大切にし、水辺の潤いを感じる景観を育む



市の木 クスノキ（くすのき通り）

■ 図 目標景観像と基本方針



3. 地域別の方針

里山の景（東部丘陵地域）

歴史と文化を継承した、 ふるさとも感じる里山景観の保全

- 古くから霊峰として崇められてきた美しい姿の石巻山をシンボルとし、弓張山地の美しい山並みと、人と自然の共生により生まれた里山の景観を保全します。また、葦毛湿原をはじめとした貴重な自然や点在する歴史的資源を周辺景観と一体的に保全し、文化財の保存活用を図りながら、地域の歴史と文化を継承した落ち着いた景観を形成します。
- 人工物は、里山の景観に溶け込むよう配慮します。



川の景（豊川沿川地域）

河畔林に覆われた豊かな水の流 れと、広がりのある田園景観の保全

- 地域の歴史を育んだ豊かな豊川の流と河畔林のある水辺の景観を大切にするとともに、人工河川である豊川放水路はヨシなどにより自然に近い景観形成を図ります。また、段丘の斜面緑地などの自然を背景にした落ち着いた集落の景観と広がりのある田園景観を保全します。
- 人工物は、自然の背景や田園に溶け込むよう配慮します。



港の景（三河湾沿岸地域）

水辺の自然や田園と調和した、 活力ある港の景観の形成

- 世界に開けた港のある臨海部の工業地帯では、産業活動による活力を感じる景観を形成します。また、周辺では神野新田の広がりのある田園景観や豊かな生態系のある干潟の景観を保全します。地域全体では、緑化により潤いを創出し、産業活動と自然が調和した景観を形成します。
- 人工物は、緑化や人工海浜などにより、自然や田園と調和するよう配慮します。



まちの景（市街地地域）

緑と水の潤いを感じる、魅力ある都市景観の形成

- 豊橋駅周辺の中心市街地では、東三河の顔として夜景にも配慮した賑わいと活力を感じる都市景観を創出し、周辺の住宅地では、暮らしの場として落ち着きと安らぎを感じる景観を形成します。二川宿などの歴史的環境の残る地域では、重要な資源を保全しながら、歴史と文化の薫る景観を形成します。地域全体では、点在する歴史や文化の資源を活かし、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めながら、公園や河川において緑と水に親しめる空間を創出し、民有地も含めた緑化を推進することにより、暮らしの中に潤いを感じる魅力ある景観を形成します。
- また、市街地を包むグリーンベルトを保全するとともに、中心部の商業地から周辺の住宅地に向って低くなる良好なスカイラインを保全します。
- 人工物は、統一感のあるまち並み景観を目指し、周辺との調和に配慮します。



農の景（南部田園地域）

ゆるやかな起伏のある大地と 広大な田園景観の保全

- ゆるやかな曲線を描く起伏のある地形を大切にし、広がりのある田園景観を保全します。また、これらの背景となり、安らぎやアクセントを与えている鎮守の森などの平地林と、屋敷林で囲われた落ち着いた集落の景観を保全します。
- 人工物は、広がりを分断せず、土と緑に溶け込むよう配慮します。



海の景（表浜沿岸地域）

美しい砂浜と海岸林が続く 雄大な自然景観の保全

- アカウミガメの産卵地となっている貴重な生態系のある美しい砂浜と、海食崖の上につながる常緑広葉樹林の雄大な自然景観を保全します。また、海岸林に包まれた落ち着いた集落の景観を保全します。
- 人工物は、周辺の自然景観に調和するよう配慮します。



第3章

景観配慮指針

1. 概要

景観配慮指針とは

景観配慮指針は、市民、事業者、行政が、建築等様々な行為の際に、地域らしい景観形成を進めるための考え方を共有することを目的に定めています。

景観配慮指針の性格

- 建築物の建築や外観変更、工作物の建設や外観変更、開発行為といった、景観に係る行為を対象にした指針です。小規模なものから大規模なものまで対象にしており、建築物であれば、戸建住宅などの小規模建築物から高層ビルなどの大規模建築物まで対象にしています。
- 建築物の建築等、対象となる行為の計画、設計、施工、維持管理の段階において理解し、尊重していただきたい、「地域で大切にしている考え方」や「地域らしい景観づくりのポイント」を示すものです。
- 一定規模を超える建築行為等については、景観法に定める行為の届出の対象となり、本指針が景観形成基準となります。

景観配慮指針の構成



2. 共通指針

良好な景観の形成を図るために配慮が必要な共通的な考え方を示したもので、豊橋市全域を対象にした指針です。

共通指針 1

第2章の「目標と方針」を確認し、目標景観像や方針を尊重しましょう

共通指針 2

周辺の景観資源を把握し、
行為と景観資源の位置関係に応じた配慮を行いましょ

3. エリア別指針

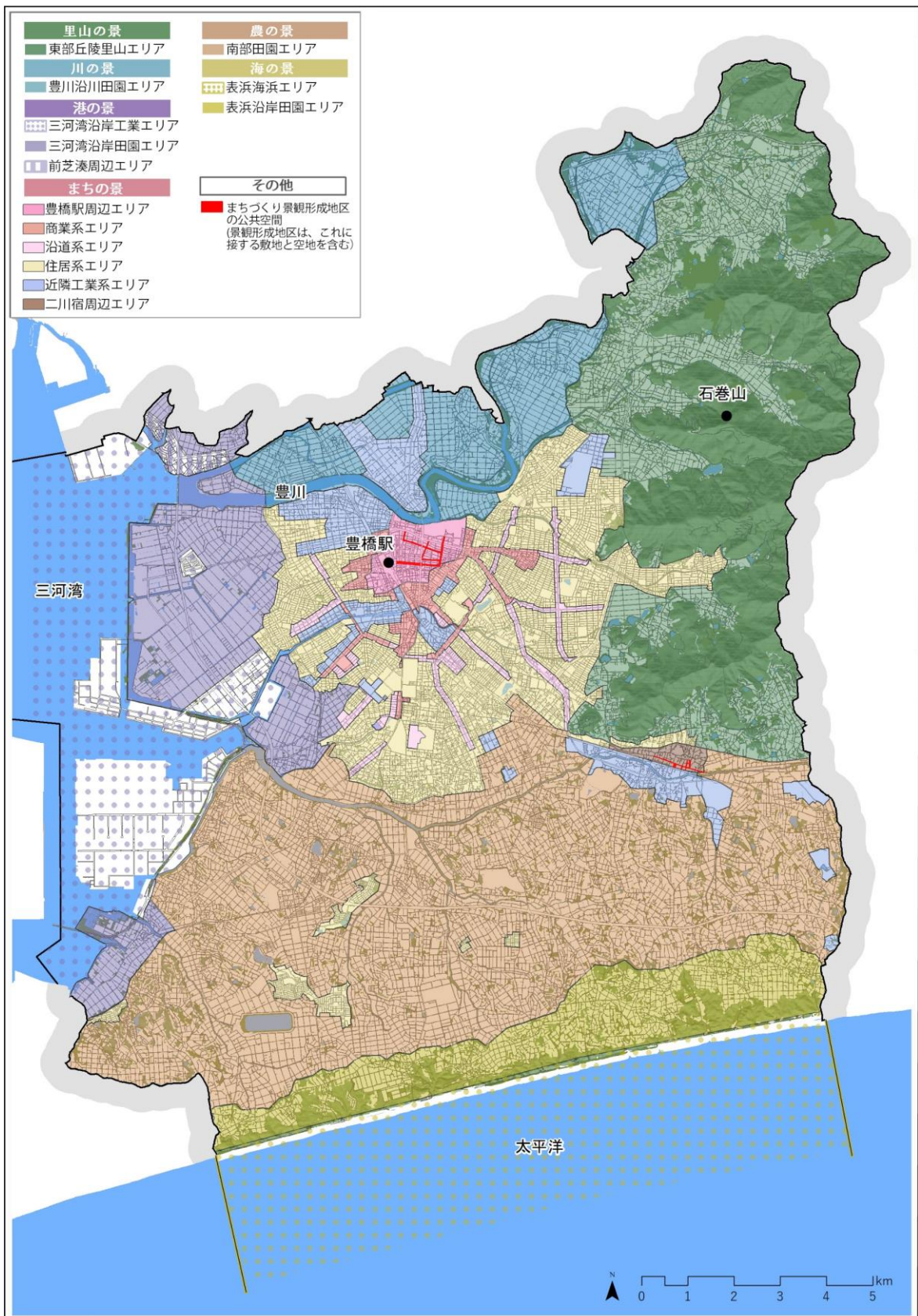
行為の場所周辺の景観特性に応じて、大切に考える考え方と景観づくりのポイントを示したものです。第2章に示した6つの地域を、景観特性に応じて14のエリアに区分し、エリアごとに指針を定めています。

■ 表 エリア区分

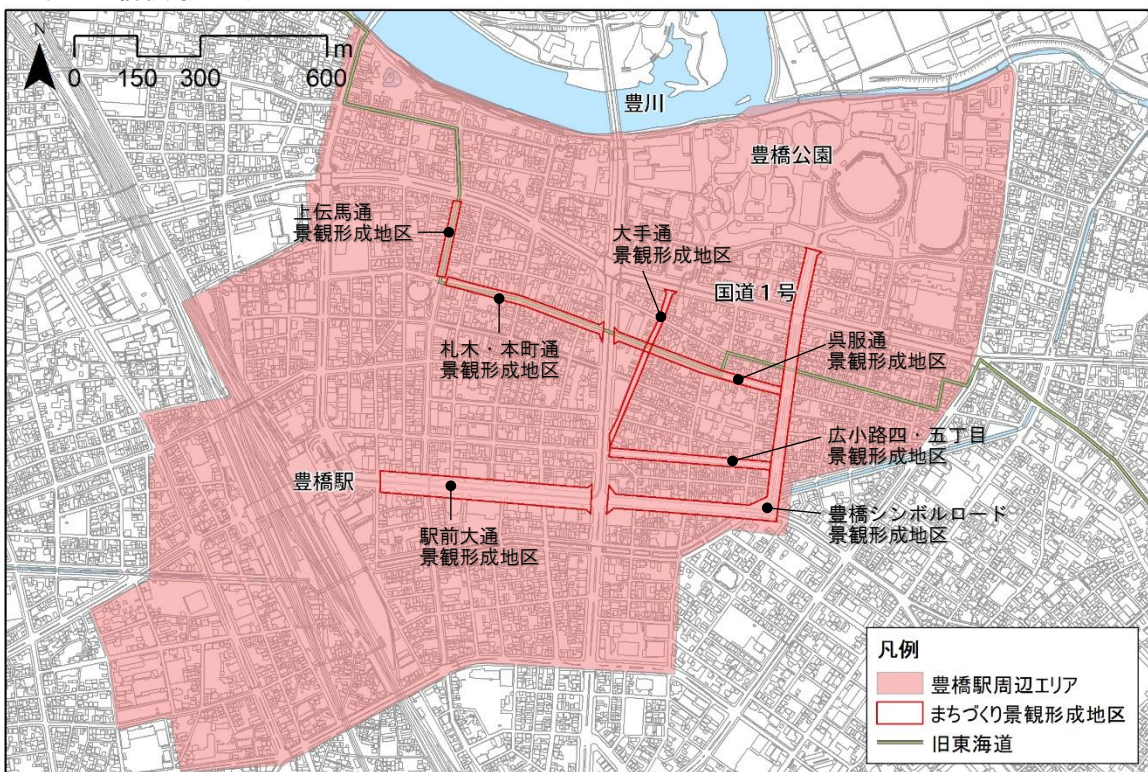
| 地域 | エリア | エリアの概要 |
|------|------------|---|
| 里山の景 | 東部丘陵里山エリア | 市街化調整区域 |
| 川の景 | 豊川沿川田園エリア | 市街化調整区域 |
| 港の景 | 三河湾沿岸工業エリア | 準工業地域、工業地域、工業専用地域、豊橋総合卸センター地区計画、中島処理場、臨港地区 |
| | 三河湾沿岸田園エリア | 市街化調整区域 |
| | 前芝湊周辺エリア | 旧前芝湊周辺の市街化区域（第1種住居地域、準工業地域） |
| まちの景 | 豊橋駅周辺エリア | 豊橋市立地適正化計画が定める都市機能誘導区域等 |
| | 商業系エリア | 近隣商業地域、商業地域 *豊橋駅周辺エリア等、他のエリアに含まれない範囲 |
| | 沿道系エリア | 第2種住居地域、準住居地域 |
| | 住居系エリア | 第1種低層住居専用地域～第1種住居地域、ふれあいガーデンタウン杉山地区計画、むつみね台地区計画、サンヒル若松地区計画、曙町松並地区計画 |
| | 近隣工業系エリア | 準工業地域、工業地域、工業専用地域、豊橋リサーチパーク地区計画、三弥工業団地地区計画、豊橋東インターチェンジ工業団地地区計画 |
| | 二川宿周辺エリア | 旧二川宿周辺（第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域）、市街化調整区域 |
| 農の景 | 南部田園エリア | 市街化調整区域 |
| 海の景 | 表浜海浜エリア | 市街化調整区域（海岸保全区域等） |
| | 表浜沿岸田園エリア | 市街化調整区域 |

*海、川等の水面のあるエリアは、地先公有水面を含みます。

■ 図 エリア区分図

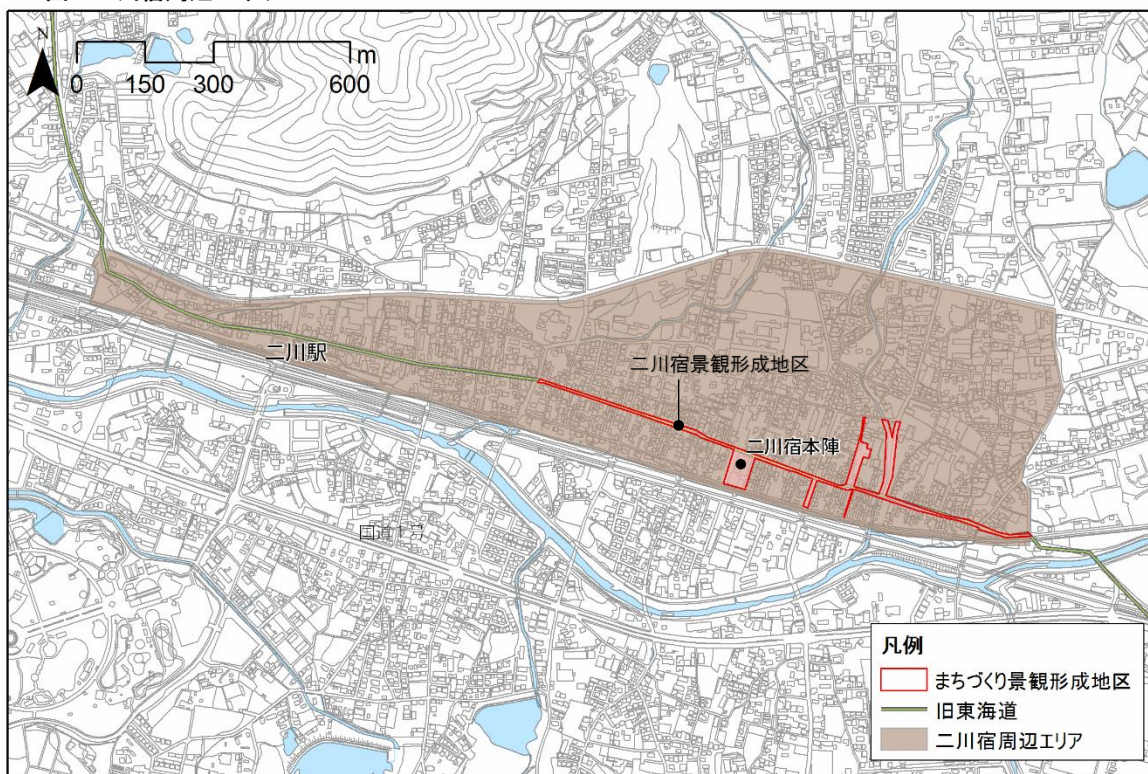


■ 図 豊橋駅周辺エリア



* 「まちづくり景観形成地区」については、図で示した道路等に接する敷地と空地を含む。（詳しくは、各地区の整備計画書を確認してください。）

■ 図 二川宿周辺エリア



* 「まちづくり景観形成地区」については、図で示した道路等に接する敷地と空地を含む。（詳しくは、二川宿景観形成地区の整備計画書を確認してください。）

エリア別指針

この指針は、①エリアの特性、②景観形成の目標像、③景観形成の配慮指針、の3つの項目で構成しています。また、③の景観形成の配慮指針は、「地域の成り立ちを知る」、「周辺を見渡す」、「細部に目を向ける」といった3つの視点に基づき定めています。

※この概要版では、各エリアの「景観形成の目標像」を示します。「景観形成の配慮指針」の内容については、計画書本編を確認してください。

■ 「東部丘陵里山エリア」のエリア別指針の例

① エリアの特性

- ・ 自然条件 連なる山地と山間の里地
- ・ 歴史・文化的背景 . . . 山の自然や街道と結びついた暮らしと文化
- ・ 土地利用 山の緑に包まれた集落と一面の農地

② 景観形成の目標像

緑の山に抱かれた、ふるさとも感じるのどかな里山景観

③ 景観形成の配慮指針

| 視点 | 地域で大切に考える方 | 地域らしい景観づくりのポイント | 指針の対象となる行為 | | |
|-----------------|--|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | | 建築物 | 工作物 | 開発行為 |
| I 地域の成り立ちを知る | <p>■山並みに暮らしの場が包まれている里山の景観を大切にします。</p> <p>弓張山地周辺には、古くから人々が住み、自然を利用して耕作や炭焼きなどを行ない、山を信仰の対象としながら、暮らしを営んできました。山並みに包まれて農地があり、山裾や平地に集落があるといった空間構成は、先人たちが自然と共生し、長い歴史のなかで生み出してきたものです。この景観に懐かしさを感じるのどかな里山の原風景が、時代が変わっても引き継がれてきたからです。</p> <p>本エリアにおいては、景観の基盤である里山の空間の基本構成と、里山の歴史や文化を尊重することが大切です。</p>  | <p>山林、集落、農地により形成されている里山の空間の基本構成を尊重するよう努める。</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>■周辺の自然や農地、既存集落との調和を大切にします。</p> <p>緑の多い低層の家々が、背景となる山並みや手前に広がる農地と一体となって、美しい集落景観を形成しています。石巻神社や普門寺など、本エリアの歴史や文化を物語る数々の資源も、周辺の自然環境と一体となって守られてきました。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、それぞれの行為が、周辺の自然や農地と調和したものとなるよう工夫するとともに、緑で包まれた落ち着いた集落の景観や歴史的資源とも調和するよう工夫することが大切です。</p>  | <p>背後の山並みや稜線との調和に努める。</p> <p>大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。</p> <p>周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。</p> <p>周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。</p> <p>周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。</p> <p>周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| III 細部に目を向ける | <p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にします。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲は植の生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、自然石の石積みや草花の生えた法面が、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を自立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p> | <p>周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。</p> <p>ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。</p> <p>既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。</p> <p>既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。</p> <p>適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

東部丘陵里山エリア [里山の景]

石巻山のある弓張山地や、その麓に広がる柿畑をはじめとした田園など、里山の景観が広がる市東部の丘陵地のエリアです。

● 景観形成の目標像

緑の山に抱かれた、ふるさとも感じるのどかな里山景観



エリアの現状



エリアの特徴

豊川沿川田園エリア [川の景]

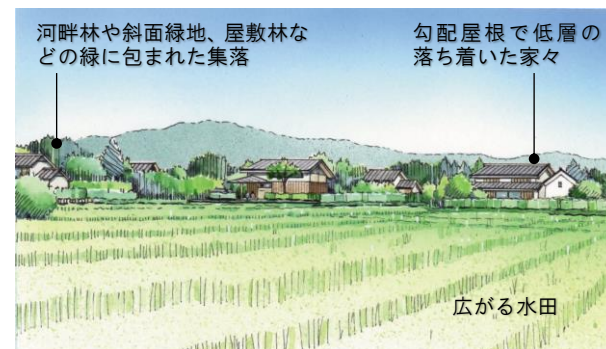
河畔林の茂る豊川と、川沿いに広がる水田や柿畑など、田園景観が広がる市北部のエリアです。

● 景観形成の目標像

河畔林などの緑を背景にした、広がりのある穏やかな田園景観



エリアの現状



エリアの特徴

三河湾沿岸工業エリア [港の景]

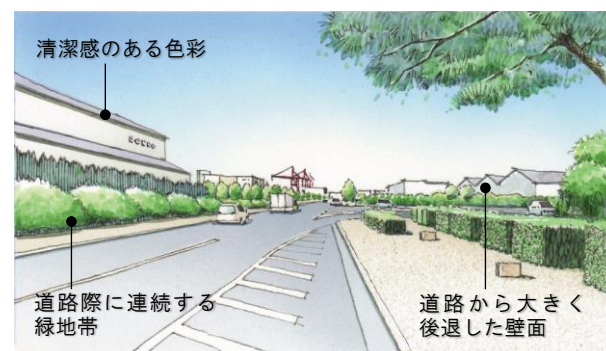
三河湾の埋め立てによりつくられた、市西部の臨海工業地帯のエリアです。

● 景観形成の目標像

三河湾の自然と調和した、潤いと活力のある港の景観



エリアの現状



エリアの特徴

三河湾沿岸田園エリア [港の景]

三河湾の干拓によりつくられた神野新田など、市西部の水田地帯のエリアです。

● 景観形成の目標像

三河湾の潮風と水田の広がりを感じる、のびやかな田園景観



エリアの現状



エリアの特徴

前芝湊周辺エリア [港の景]

湊町や漁村として栄えた歴史をもつ、豊川河口に位置する住宅地のエリアです。

● 景観形成の目標像

湊町と漁村の面影が残り、
三河湾への親しみを感じる、落ち着いた暮らしの景観



エリアの現状



エリアの特徴

豊橋駅周辺エリア [まちの景]

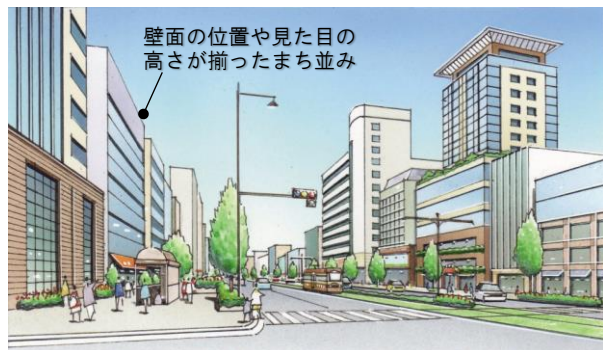
豊橋駅周辺に広がる商業地を中心としたエリアです。

● 景観形成の目標像

東三河の顔にふさわしい、賑わいと風格を感じる都市景観



エリアの現状



エリアの特徴

商業系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、商業系用途地域に指定されている店舗や娯楽施設、事務所等が立地するエリアです。

● 景観形成の目標像

魅力的な店舗のあるおしゃれなまち並みと穏やかな住環境が調和したまち



エリアの現状



エリアの特徴

沿道系エリア [まちの景]

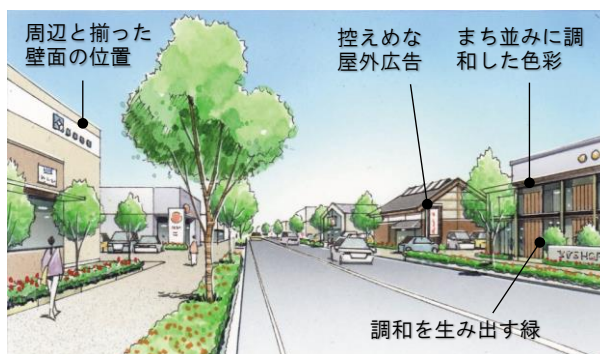
市街地地域の中で、主要幹線道路の沿道に指定されている第2種住居地域、準住居地域のエリアです。

● 景観形成の目標像

楽しさやこちよさを感じる、印象的な沿道景観



エリアの現状



エリアの特徴

住居系エリア [まちの景]

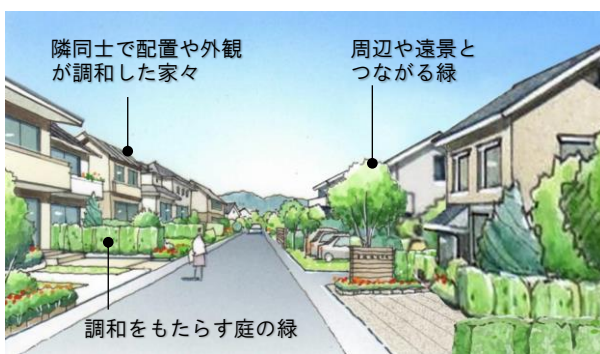
市街地地域の中で、主に住居系用途地域に指定されている住宅地が広がるエリアです。

● 景観形成の目標像

緑の潤いを感じながらゆったりと暮らせる、落ち着いたまち並み景観



エリアの現状



エリアの特徴

近隣工業系エリア [まちの景]

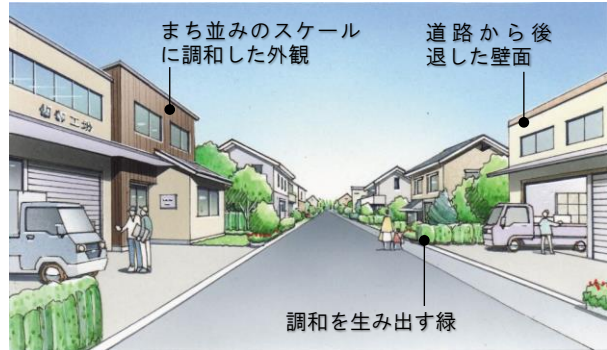
市街地地域の中で、工業系用途地域に指定されている工場等が立地するエリアです。

● 景観形成の目標像

緑の潤いを感じる、穏やかな工業地景観



エリアの現状



エリアの特徴

二川宿周辺エリア [まちの景]

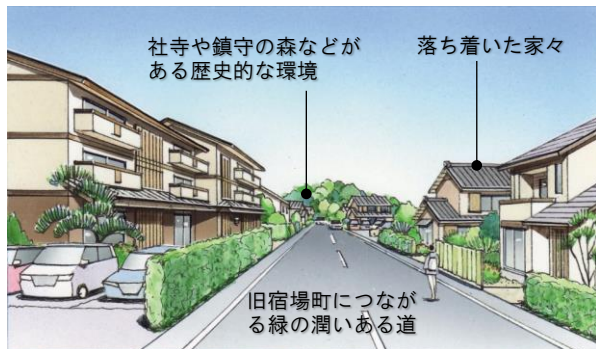
市南東部に位置する、東海道の宿場町として栄えた二川宿とその周辺のエリアです。

● 景観形成の目標像

二川宿を拠点とし、歴史と文化の薫る、落ち着いた暮らしの景観



エリアの現状



エリアの特徴

南部田園エリア [農の景]

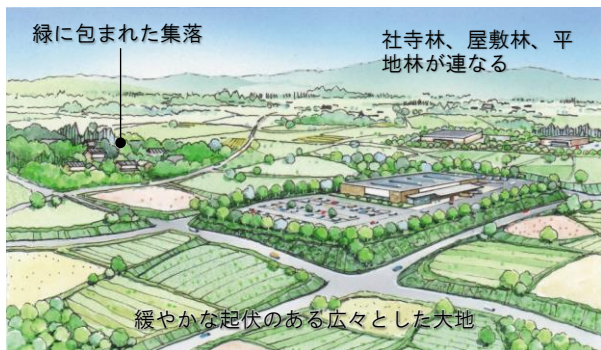
郊外の丘陵地に広大な農地を有する市南部のエリアです。

● 景観形成の目標像

ゆるやかな起伏のある大地に広がる、穏やかな田園景観



エリアの現状



エリアの特徴

表浜海浜エリア [海の景]

太平洋に面した砂浜と海岸林が連なり、美しい海への眺めが広がる市南部のエリアです。

● 景観形成の目標像

美しい砂浜と海岸林が続く、
ゆったりとした時をすごせる、雄大な自然景観



エリアの現状



エリアの特徴

表浜沿岸田園エリア [海の景]

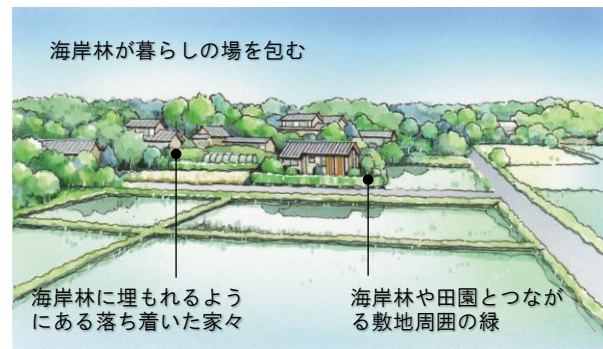
海岸林がつながり、田園と集落による農的景観が広がる市南部の台地上のエリアです。

● 景観形成の目標像

連なる海岸林に守られ、緑に包まれた、落ち着いた田園景観



エリアの現状



エリアの特徴

4. 石巻山と豊川の指針

石巻山と豊川は、民話や校歌にも数多く登場し、昔から市民に親しまれ、豊橋のふるさとの景観になっています。「石巻山と豊川の指針」は、こうしたふるさとの宝を将来にわたって引き継ぎ、より美しいものに育んでいくために、その考え方と景観づくりのポイントを示すものです。

石巻山眺望保全指針

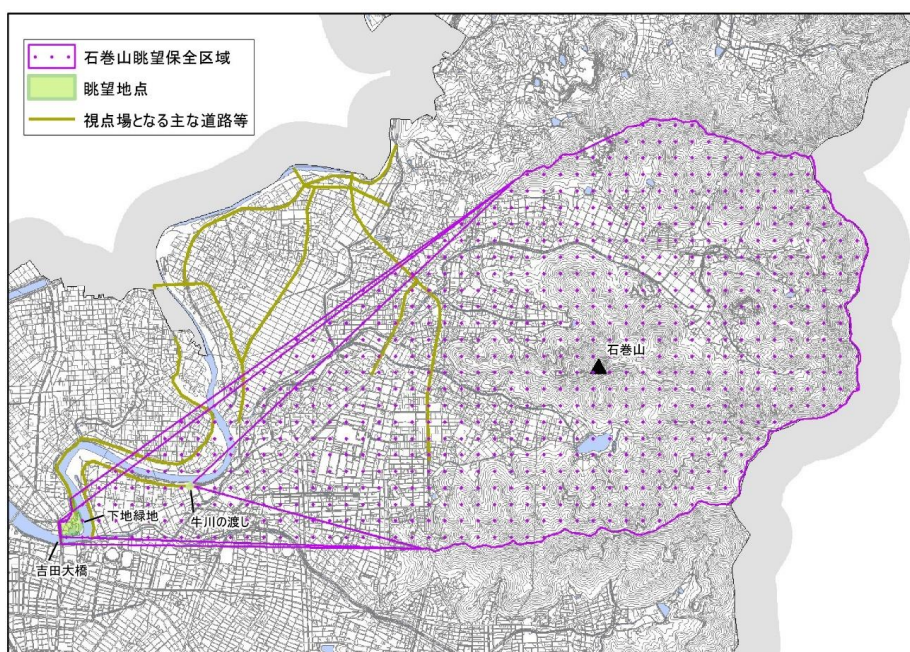
この指針は、石巻山への眺めの範囲内で計画される建築物等を適切に誘導することを目的とするものです。保全する主たる対象は、「石巻山」への眺めです。また石巻山への眺めを構成する重要な要素として、「石巻山の両側に連なる弓張山地の山並み」も保全対象とします。



眺望地点および保全区域

- 吉田大橋、下地緑地、牛川の渡しを眺望地点とします。
- 当該眺望地点から、石巻山の山体の稜線を構成する両側の尾根線までの範囲を保全区域として設定します。

■ 図 石巻山眺望保全指針の眺望地点および保全区域



景観形成の配慮指針

この指針は、①良好な眺望景観形成の考え方、②景観形成の配慮指針、で構成しています。

※この概要版では、「良好な眺望景観形成の考え方」を示します。「景観形成の配慮指針」の内容については、計画書本編を確認してください。

● 良好な眺望景観形成の考え方

- 考え方① 本市の象徴である石巻山の眺望の確保
- 考え方② 石巻山と周辺の山並みに調和する景観の形成

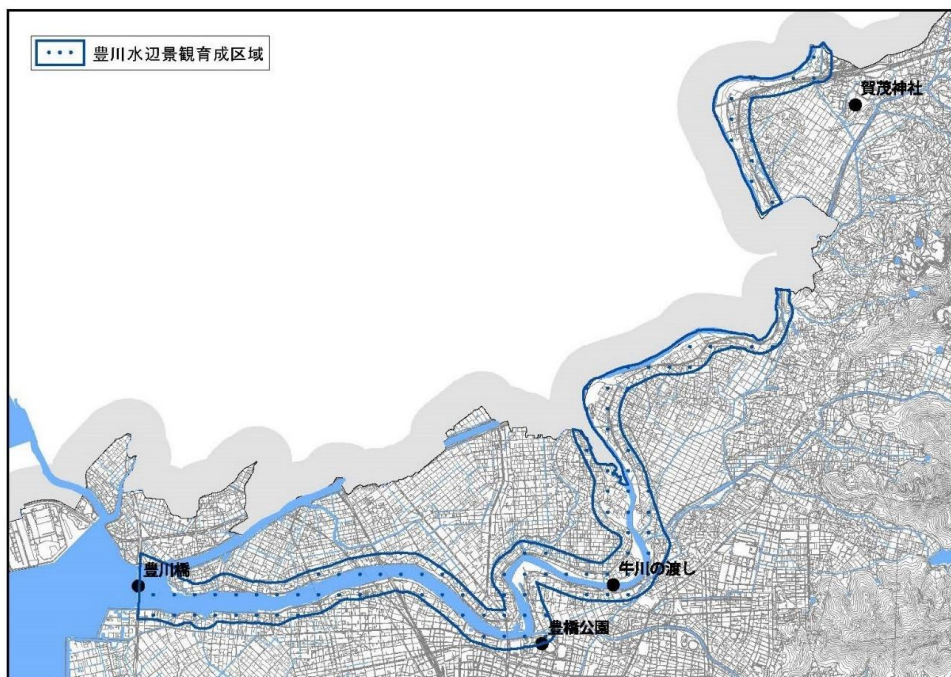
豊川水辺景観育成指針

この指針は、市民に愛される豊川の景観が、将来にわたって大切にされ、より美しいものに育まれるよう、川沿いや橋上からの眺めに対して、沿川の建築物等を適切に誘導することを目的とするものです。

育成区域

○市内を流れる豊川の堤防道路中心等から堤内地側 150m の範囲内を育成区域として設定します。

■ 図 豊川水辺景観育成指針の育成区域



景観形成の配慮指針

この指針は、①良好な水辺景観形成の考え方、②景観形成の配慮指針、で構成しています。

※この概要版では、「良好な水辺景観形成の考え方」を示します。「景観形成の配慮指針」の内容については、計画書本編を確認してください。

● 良好な水辺景観形成の考え方

考え方① 対岸や橋上からの広がりある眺望の確保

考え方② 河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出



豊川沿いの散策路からの眺め
(吉田大橋付近の左岸から)



弓張山地の山並みが背景となる、
豊川沿いの眺め (北島河川敷広場から)

第4章

景観法と条例に基づく制限

1. 事前協議と届出による規制・誘導

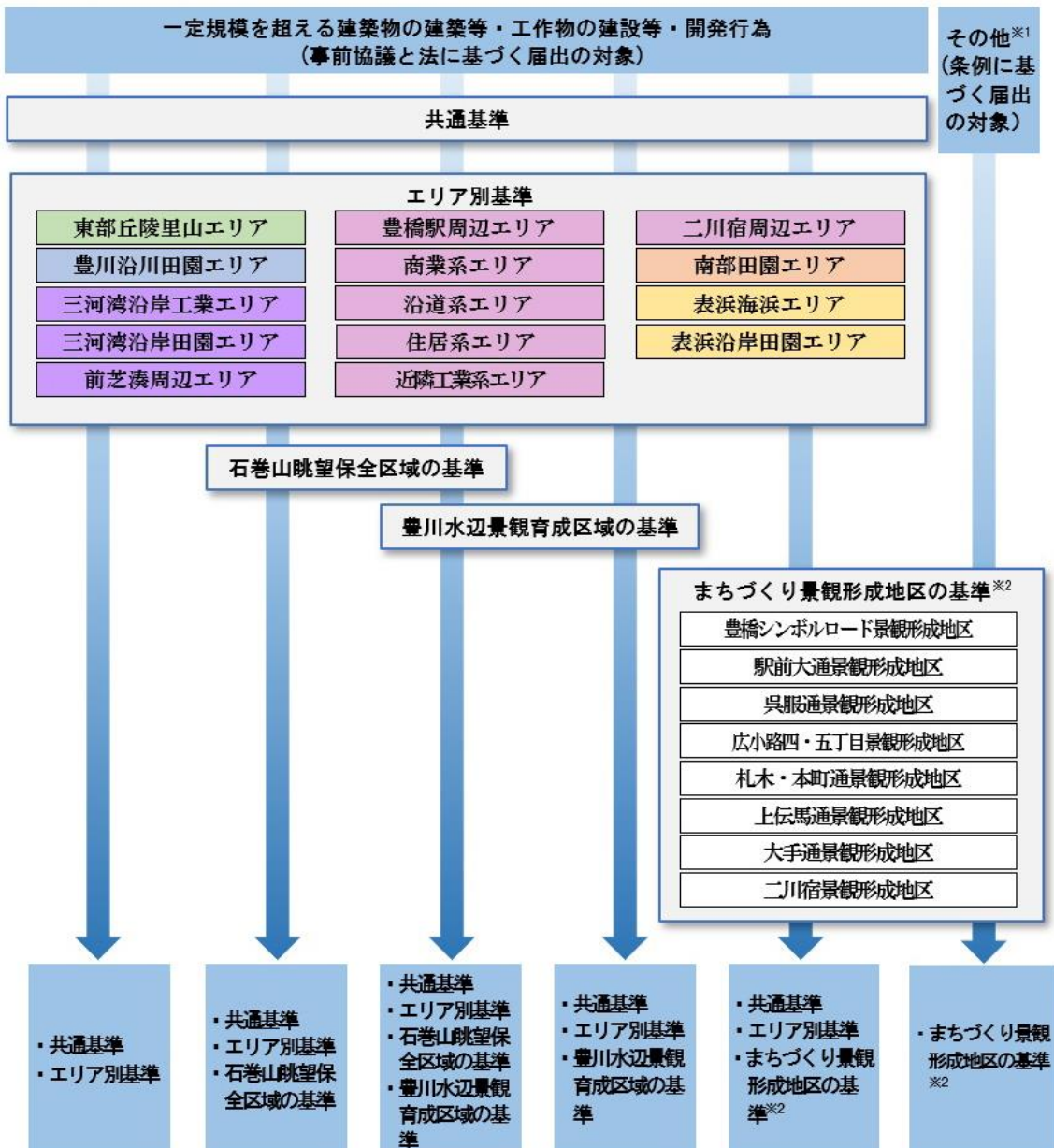
本計画では、景観法に基づく「届出制度」と豊橋市まちづくり景観条例に定める「事前協議制度」を活用し、一定規模を超える建築行為等に対して、景観配慮指針（景観形成基準）に適合するよう規制・誘導を行います。また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく届出により、規制・誘導を行います。

なお、景観形成基準に適合しない一定の行為に対しては、景観法に基づき、市が勧告あるいは変更命令を行うことができます。

届出制度と景観形成基準の概要

一定規模を超える行為については、それぞれの行為の位置に応じて、景観形成基準への適合を求めます。共通基準は、市内のどの場所においても適合を求めます。

■ 図 届出制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく届出の対象にならない規模のものです。

※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にしています。

景観形成基準の対象区域

(1) 「エリア別基準」の対象区域

エリア別指針のエリア区分（14 エリア）と同じです。（P16～18 参照）

(2) 「石巻山眺望保全区域の基準」の対象区域

石巻山眺望保全指針の保全区域と同じです。（P25 参照）

(3) 「豊川水辺景観育成区域の基準」の対象区域

豊川水辺景観育成指針の育成区域と同じです。（P26 参照）

(4) 「まちづくり景観形成地区の基準」の対象区域

P18 を参照してください。

2. 事前協議と届出の対象行為

事前協議と法に基づく届出の対象行為

(1) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類

● 建築物の建築等

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 工作物の建設等

- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※本計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

| | |
|-----|--|
| 種類① | <ul style="list-style-type: none">・ 煙突・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く）・ ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの・ 風力発電施設その他これに類するもの・ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの・ 彫像、記念碑その他これらに類するもの・ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの・ 擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの・ 柵、塀その他これらに類するもの・ 乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの・ ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設・ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの・ サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの・ 粉砕施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの・ 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの・ その他、市長が指定したもの |
| 種類② | <ul style="list-style-type: none">・ 送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの |
| 種類③ | <ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの |
| 種類④ | <ul style="list-style-type: none">・ 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの |
| 種類⑤ | <ul style="list-style-type: none">・ 橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの |

● 開発行為

- ・ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

(2) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

■ 表 事前協議と法に基づく届出対象行為の規模

| 地域 | エリア | 建築物の建築等 | 工作物の建設等* | | 開発行為 |
|------|------------|---|-------------|---|---------------|
| | | | 種類① | 種類②～⑤ | |
| 里山の景 | 東部丘陵里山エリア | 高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超 | 高さ 10m 超 | 種類②： 高さ 30m 超 種類③： 太陽光パネルの 合計面積(計画総 面積)計 500 m ² 超 種類④： 高さ 10m 超 種類⑤： 幅員 4m 超又は 延長 10m 超 | 開発区域 5ha 超 |
| 川の景 | 豊川沿川田園エリア | 高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超 | 高さ 10m 超 | | |
| 港の景 | 三河湾沿岸工業エリア | 高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超 | 高さ 15m 超 | | |
| | 三河湾沿岸田園エリア | 高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超 | 高さ 10m 超 | | |
| | 前芝湊周辺エリア | 高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超 | 高さ 13m 超 | | |
| まちの景 | 豊橋駅周辺エリア | 高さ 20m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超 | 高さ 20m 超 | | |
| | 商業系エリア | 高さ 20m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超 | 高さ 20m 超 | | |
| | 沿道系エリア | 高さ 15m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超 | 高さ 15m 超 | | |
| | 住居系エリア | 高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超 | 高さ 13m 超 | | |
| | 近隣工業系エリア | 高さ 15m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超 | 高さ 15m 超 | | |
| | 二川宿周辺エリア | 高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超 | 高さ 13m 超 | | |
| 農の景 | 南部田園エリア | 高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超 | 高さ 10m 超 | | |
| 海の景 | 表浜海浜エリア | 高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超 | 高さ 5m 超 | | |
| | 表浜沿岸田園エリア | 高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超 | 高さ 10m 超 | | |

*工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

(1) 条例に基づく届出の対象行為の種類

- 建築物の建築等
 - ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の建設等
 - ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 屋外広告物の表示等
 - ・ 屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更
- その他市長が必要と認めた行為

※軽微な行為等は届出対象となりません。

(2) 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く全ての規模。(まちづくり景観形成地区内において、事前協議と法に基づく届出対象規模に該当する行為を行う場合には、事前協議と法に基づく届出の手続きが必要です。)

3. 景観形成基準

景観形成基準は、基本的に第3章の「景観配慮指針」と同じ内容としています。詳細については、別途ガイドラインがありますので、あわせて活用してください。

共通基準

市内全域で、全ての法に基づく届出対象行為が、共通して適合すべき基準です。当基準は、本計画第3章において定める「共通指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

エリア別基準

当基準は、本計画第3章において定める「エリア別指針」と同じ内容となりますので、行為を行う場所に該当するエリアの指針を確認してください。

また、建築物の外壁、屋根、工作物の外観の色彩については、エリアに応じて、使用可能な色彩範囲を定めています。

使用可能色の範囲A

対象エリア 東部丘陵里山エリア・豊川沿川田園エリア・三河湾沿岸工業エリア・三河湾沿岸田園エリア・前芝湊周辺エリア・住居系エリア・近隣工業系エリア・二川宿周辺エリア・南部田園エリア・表浜海浜エリア・表浜沿岸田園エリア

| 部 位 | 色 相 | 彩 度 | |
|---------------------|-----|----------|------|
| 建築物の外壁、屋根 工作物の外観 | 基調色 | 0.1R~10Y | 4 以下 |
| | | 上記以外の色相 | 2 以下 |

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。

*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の1/10未満とし、低層部に用いるよう努める。

使用可能色の範囲B

対象エリア 豊橋駅周辺エリア・商業系エリア・沿道系エリア

| 部 位 | 色 相 | 彩 度 | |
|---------------------|-----|----------|------|
| 建築物の外壁、屋根 工作物の外観 | 基調色 | 0.1R~5R | 4 以下 |
| | | 5.1R~5Y | 6 以下 |
| | | 5.1Y~10Y | 4 以下 |
| | | 上記以外の色相 | 2 以下 |

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。

*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の1/5未満とし、低層部に用いるよう努める。

石巻山眺望保全区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「石巻山眺望保全指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

豊川水辺景観育成区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「豊川水辺景観育成指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

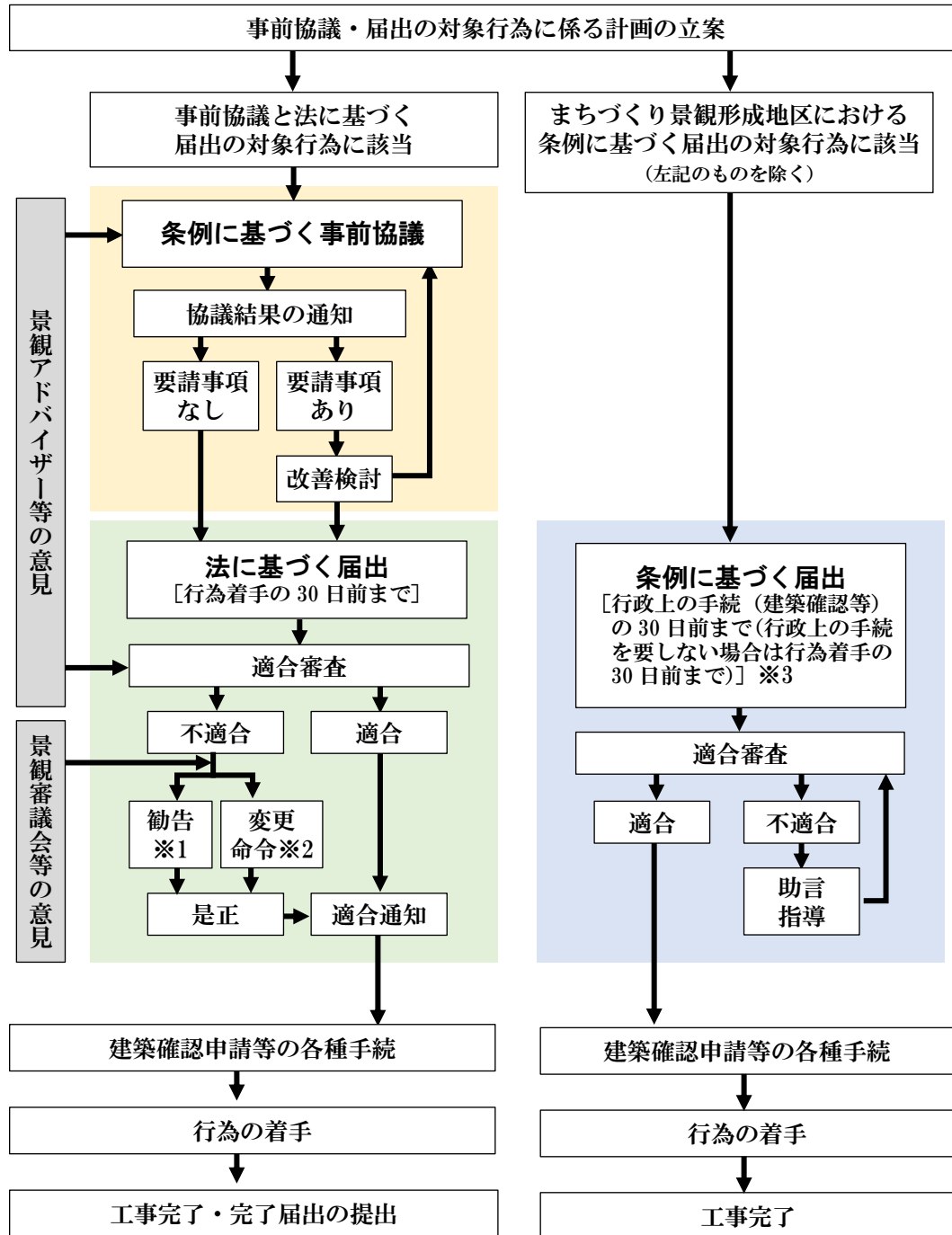
まちづくり景観形成地区の基準

豊橋市まちづくり景観条例に基づき、各地区について「整備計画」を定めていますので、その内容を確認してください。

*この基準は、景観法に基づく行為の制限にしません。

4. 事前協議と届出の手続き

事前協議と届出の手続きフロー



※1：勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。

※2：変更命令の対象行為は、法と条例で定められています。

※3：法に基づく届出の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力を引き出すような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

事前協議と届出に必要な図書

事前協議と届出に必要な図書は、行為の種類等に応じて異なります。計画書本編と景観計画ガイドラインを確認してください。

第5章

景観法に基づく重要施設等の定め

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

本市では、次の基準を満たす建造物等を、所有者の意見を聴き、景観重要建造物等に指定します。

景観重要建造物の指定基準

- (1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、本市内の良好な景観の形成に重要なものであること
 - ・地域の景観のシンボルとなっている
 - ・地域の歴史や文化を後世に伝えている
 - ・地域の良好な景観形成の規範となるものである
 - ・市民に親しまれ、愛されている
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

景観重要樹木の指定基準

- (1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本市内の良好な景観の形成に重要なものであること
 - ・地域の景観のシンボルとなっている
 - ・地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっている
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

本市では、下記に示す考え方に沿って、屋外広告物条例に行為の制限を定めます。

屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・良好な景観若しくは風致を害し、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、適切に管理を行うものとする。
- ・周辺に良好な眺望や景観資源がある場合は、それらの景観を損ねないように、表示や設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・公共的な物件に表示や設置を行う場合は、その機能や景観を損ねないように、設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- ・設置場所や規模、形態・意匠、色彩は、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うものとする。
- ・建築物や工作物に設置するものは、建築物等と調和したものになるよう、規模、形態・意匠、色彩に十分な配慮を行うものとする。
- ・表示面のデザインは、質の高いものになるよう努めるものとする。

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の魅力ある景観形成にとって特に重要な公共施設については、管理者と協議の上、景観法に基づく景観重要公共施設に定めることを検討していきます。

景観法に基づく景観重要公共施設に指定することができる施設

- 道路法による道路
- 河川法による河川
- 都市公園法による都市公園
- 海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸
- など

第6章 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくりの考え方

地域らしい魅力的な景観は長い時間をかけて、多くの人々の行為が積み重なって形成されていきます。

一人ひとりの積み重ねが、心地よい景観を育み、地域の価値を高めます。良好な景観はまちの資産であり、次世代に引き継いでいくべき大切なものです。

景観形成を推進していくためには、市民、事業者、専門家、行政それぞれが、各者の役割を担い、相互に連携し、協働で様々な取り組みを進める必要があります。

2. 景観まちづくりの取り組み

行政による景観まちづくりの取り組み

○市の景観部局は、下記の4つの視点から取り組みを進めます。

- ①意識啓発・情報提供 ②支援
- ③規制誘導 ④良好な公共事業

○ゴミ問題や空家対策、自然環境保全、農地保全、文化財保全などについては、市の専門部局が主体となり、必要に応じて景観部局と調整を図りながら取り組みを進めます。



模型を使った景観のルールづくりの支援

市民や事業者による景観まちづくりの取り組み

○市民等の取り組みは、ごみ拾いや清掃、緑化などの日常的な取り組みから、まち並み景観のルールづくりなど地域住民による積極的な取り組みまで、様々な活動があります。必要に応じて市の専門部局が支援を行うとともに、協働で取り組みを進めます。

○市は情報提供や景観まちづくりに参加する機会を設け、市民等と情報共有し、取り組みが広がりをもったものとなるよう努めます。



岩田運動公園の水神池と東部丘陵の眺め

3. 景観まちづくりの仕組み

景観まちづくりの体制

○市は、良好な景観形成を推進するため、下記の組織や体制を設けて景観まちづくりを進めます。

- ・豊橋市まちづくり景観審議会 ・豊橋市都市計画審議会
- ・景観アドバイザー ・行政機関や庁内との連携

景観まちづくりの制度

○市は、良好な景観形成を推進するため、下記の制度を設けて景観まちづくりを進めます。

- ・法令等による規制・誘導
- ・助成制度（景観に配慮した建築工事や景観上重要な建造物等の保全に対する助成など）
- ・専門的支援（建築工事や景観上重要な建造物等の保全に関する相談対応など）

2021

豊橋市景観計画 <概要版>
Landscape Plan of Toyohashi City

- ◆ 発行 : 豊橋市 令和3年4月
- ◆ 編集 : 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL : 0532-51-2615 FAX : 0532-56-5108
E-mail : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp
- ◆ 写真撮影 : 宮城谷好是・水谷明博・白井康裕・豊橋市
- ◆ 描画(豊橋の景観) : かんだあさ